

市政トピックス

11月は「秋のこどもまんなか月間」です

詳細 青少年課 ☎(32)6759
こども相談課 ☎(32)6369

こどもや子育てにやさしい社会づくりのためには、社会全体でこどもや子育て中の人を支える機運をさらに醸成する必要があります。こども家庭庁では毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定めており本市においても「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」や子ども・若者育成支援推進の啓発などに取り組めます。

**こども
まんなか**

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(11月)



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています

児童虐待とは…

身体的虐待 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、児童ポルノの被写体にする など

心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など

児童虐待 相談・ 通報先

市こども相談課
☎(32)6369 (平日8時45分～17時15分)
☎(32)6111 (夜間・休日)

児童相談所全国共通ダイヤル
☎189 (いちはやく)
警察／緊急時 ☎110

通報を受けた市役所が、どのような聞き取りや調査をしているかが分かる動画をYouTubeで公開しています



子ども・若者育成支援を推進します！

▶ とまこまい子ども・若者なんでも相談案内「KOWAKA」

子ども・若者が抱える社会生活上の困り事に対し、適切な支援先につなげるための相談窓口を開設しています。

対象 39歳までの子ども・若者とその家族や関係者からの相談を受け付けます

相談方法 ①窓口相談(市役所1階16番窓口)
②電話相談 ☎(32)6759
③WEB相談

電子申請は
こちらから▶



相談内容 いじめ・不登校・就労・親子関係などの悩み全般から、取り組んでみたいことや素朴な疑問などについても、一緒に考えながら解決する方法を検討します

▶ 児童センターの居場所づくり

市内7カ所にある児童センターの世代別の居場所機能についてご紹介します。



とまベビータ임 月1回お子さんと保護者が気軽に遊んだり、交流できる場を提供しています

中高生타임 週2回21時まで開館時間を延長し、中高生が遊びや自習ができる日を設定しています

とまチル 中高生タイムのうちに1回を飲み物や菓子を提供し、くつろぎながら過ごせる日を設定しています

※児童センターによって実施の有無や開催日時などが異なりますので、HPでご確認ください

高齢者虐待を防ぎましょう

詳細 介護福祉課 ☎(32)6347

高齢者虐待とは？

高齢者虐待防止法では、高齢者が介護者から、不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害される状態、生命・健康・生活が損なわれる状態におかれることを『高齢者虐待』と定義しています。高齢者虐待は身体的虐待／心理的虐待／介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)／経済的虐待／性的虐待の大きく5種類に分けられます。

介護をしている方へ

一人で悩まず、抱え込まず、市介護福祉課またはお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

虐待を防ぐためにできること

虐待を防止するためには「虐待をしない、させない、助けて」と言える地域づくりが重要です。深刻な事態を防ぐために、地域の温かい見守りや支え合い、介護や認知症など高齢者を取り巻く環境の適切な理解が必要です。

地域の皆さんへ

お近くの高齢者の困り事やご本人では気付きにくい変化は、地域の皆さんだからこそ気付くことができる場合があります。「今までと違うな」「様子が心配だな」と思ったら、市介護福祉課またはお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

■ 高齢者虐待の相談・通報先

市介護福祉課	☎(32)6347	山手地域包括支援センター	☎(71)5565	明野地域包括支援センター	☎(53)4165
西地域包括支援センター	☎(61)7600	南地域包括支援センター	☎(71)5005	東地域包括支援センター	☎(52)1155
しらかば地域包括支援センター	☎(71)5225	中央地域包括支援センター	☎(36)3712		

※相談・通報は匿名で行うことができ、内容に関する秘密も守られます。調査の結果、虐待がなかったとしても、連絡者が責任を問われることはありません